

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 〈規 則〉	一	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	五
○家畜伝染病予防法に基づく患畜等の届出があった旨の公示 〈公 告〉	一	○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 〈公安委員会告示〉	六
○児童福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	二	○平成十五年六月奈良県公安委員会告示第六十四号（警察署協議会の委員の委嘱）の一部改正 〈正 誤〉	六
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	二	○平成十六年七月二日付け奈良県公報第五百八十一号正誤表	六
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者の指定	三	○平成十六年七月六日付け奈良県公報第五百八十二号正誤表	六
○開発行為に関する工事の完了	三	○平成十六年七月九日付け奈良県公報第五百八十三号正誤表	六
○特定調達契約に係る落札者等の公示 〈県営水道公告〉	四		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 〈人事委員会規則〉	四		

規 則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第五号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）

の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の医療法第二十一条ただし書の規定による知事の許可を受けていた病院又は」を削り、「占める」の下に「病棟を有する」を加え、同条第五号中「国立療養所」を「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十六年度以降新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成十五年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

告 示

奈良県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 病名
ヨ一ネ病
- 二 家畜の種類
乳用牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜三頭
- 四 発生の場所又は区域
宇陀郡室生村
- 五 発牛年月日
平成十六年七月五日
- 六 その他参考となるべき事項
当該牛は法令殺にて処分

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社 てるてる	北葛城郡王寺町 太子一五一一	介護センタ ーてるてる	北葛城郡王寺 町太子三一九 〇〇一五八	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
有限会社 ムヘルパ ームヘルパ	橿原市中曾司町 二六九一二七	ホームヘル パーステー	橿原市中曾司 町二六九一二	居宅介護	平成十六 年七月十 六日

イステーション 絆	奈良近鉄タ クシー株式 会社	奈良市紀寺町四 一四一一	ならきんケ アステーシ ョン中東和 会社	橿原市五井町 二〇八一五	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
--------------	----------------------	-----------------	-------------------------------	-----------------	------	--------------------

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社 てるてる	北葛城郡王寺町 太子一五一一	介護センタ ーてるてる	北葛城郡王寺 町太子三一九 〇〇一五八	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
有限会社 ムヘルパ ームヘルパ ーステーシ ョン絆	橿原市中曾司町 二六九一二七	ホームヘル パーステー ション絆	橿原市中曾司 町二六九一二 七	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
奈良近鉄タ クシー株式 会社	奈良市紀寺町四 一四一一	ならきんケ アステーシ ョン中東和 会社	橿原市五井町 二〇八一五	居宅介護	平成十六 年七月十 六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社て るてる	北葛城郡王寺町 太子一―五―一	介護センタ ーてるてる	北葛城郡王寺 町太子三―九 〇〇―五八	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
有限会社ホ ームヘルパ ーステーシ ョン絆	橿原市中曾司町 二六九―二七	ホームヘル パーステー ション絆	橿原市中曾司 町二六九―二 七	居宅介護	平成十六 年七月十 六日
奈良近鉄タ クシー株式 会社	奈良市紀寺町四 一四―一	ならきんケ アステーシ ョン中東和	橿原市五井町 二〇八―五	居宅介護	平成十六 年七月十 六日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年七月十六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年十月二十四日第七二―七八号
平成十六年四月七日第七二―七八―一号

平成十六年六月二十一日第七二―七八―二号
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日第六〇五七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日第三八六六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ四五、三四五番地ノ五六、三四五番地ノ五七、三四五番地ノ五八、三四五番地ノ五九、三四五番地ノ六〇、三四五番地ノ六一、三四五番地ノ六二、三四五番地ノ六三、三四五番地ノ六四、三四五番地ノ六五、三四五番地ノ六六、三四五番地ノ六七、三四五番地ノ六八、三四五番地ノ六九、三四五番地ノ七〇、三四五番地ノ七一、三四五番地ノ七二、三四五番地ノ七三、三四五番地ノ七四、三四五番地ノ七五、三四五番地ノ七六、三四五番地ノ七七、三四五番地ノ七八、三四五番地ノ七九及び三四六番地ノ二一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和ハウス工業株式会社 支配人 西川修己

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ四五、三四五番地ノ七九及び三四六番地ノ二一八

公園 生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ五七及び三四五番地ノ五九

下水道 生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ四五、三四五番地ノ七九及び三四六番地ノ二一八の各一部

緑地 生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ五六

水路 生駒市喜里が丘三丁目三四五番地ノ五八

一 許可番号

平成十六年三月十一日第七二―一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月七日第六〇五六号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂北菅田町一三一番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 天理市二階堂南菅田町四二七番地
 田中宏育

一 許可番号

平成十六年三月三十一日第七二一一五八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日第六〇五八号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日第三八六七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市曾我町九二四番地ノ一、九二四番地ノ四、九二四番地ノ五、九二四番地ノ六、
 九二四番地ノ七、九二四番地ノ八、九二四番地ノ九、九二四番地ノ一〇、九二四番地
 ノ一一、九二四番地ノ一二、九二四番地ノ一三、九二四番地ノ一四、九二四番地ノ一
 五、九二四番地ノ一六及び九二四番地ノ一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町八〇番地ノ五

株式会社古市工務店 代表取締役 古市潔

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市曾我町九二四番地ノ四
 下水道 橿原市曾我町九二四番地ノ四

一 許可番号

平成十六年五月二十日第七四一二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日第六〇五九号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字大野五二九番地ノ一の一部
 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号

株式会社ローソン 代表取締役 新浪剛

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
 平成16年7月16日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県立五條病院手術顕微鏡システム一式の購入

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県福祉部健康安全局医大・病院課

奈良市登大路町30番地

3 落札者を決定した日 平成16年6月30日

4 落札者の氏名及び住所

大日医科産業株式会社奈良営業所

橿原市醍醐町132-11

5 落札金額 22,785,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成16年5月21日

県営水道公告

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年7月16日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

新平群ポンプ場(弁類製作3)

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県水道局総務課

奈良市大森町57-12

3 落札者を決定した日 平成16年6月11日

4 落札者の氏名及び住所

- 大豆工業株式会社大阪営業所
大阪市北区天満6丁目2番17号
- 5 落札金額 31,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年4月23日

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月十六日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十六日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

別表第一の本庁町長部局の項中

参事 課長 総務課の人事
担当課長補佐 企画調整課
の財政担当課長補佐

参事 課長
担当主幹
政担当主幹
担当課長補
の財政担当

総務課の人事

企画調整課の財

務課の人事

佐 企画調整課

課長補佐

に、別表第四の本庁村長部局の項中

課長

を 参事 課長

に、別表第九の本庁村長部局の項中

参 指 当 予

事 課長 主事 室長
導主事 総務課の給与担
課長補佐 企画財政課の
算担当課長補佐

を

参事 課長 主事 室長
指導主事 指導技師 総務
課の給与担当課長補佐 企
画財政課の予算担当課長補
佐

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月十六日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第三号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人奈良県長寿社会推進センター」を「財団法人健やか奈良支援財団」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第82号

平成15年6月6日奈良県公安委員会告示第64号（警察署協議会の委員の委嘱）の一部を次のように改正し、平成16年7月1日から適用する。

平成16年7月16日

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

14 奈良県吉野警察署協議会委員の表中

菊谷孝雄

奈良県吉野郡川上

村大字武木493番地

を

春増公文

奈良県吉野郡川上村大字中

奥13番地の1

に改める。

正誤

平成十六年七月二日付け奈良県公報第千五百八十一号正誤表

六	段	行	誤	正
五	上	三	第六〇四六号	第六〇四七号

平成十六年七月六日付け奈良県公報第千五百八十二号正誤表

六	段	行	誤	正
二	下	七	一〇六番地先	一〇六番先

平成十六年七月九日付け奈良県公報第千五百八十二号正誤表

六	下	八	代表者にあつてはシールド工事	代表者にあつてはシールド工事の元請実績を有し、その他の者にあつてはシールド工事
八	上	十及び十二	含む。	除く。
十	下	二十五及び二	含む。	除く。

十五	十三	
下	上	
十七 及び 二十五	十七 及び 二十五	十七
含む。	含む。	
除く。	除く。	

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。